

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の507から519までの項中

3あり

アンブリゼンタシン水合物、ポセインタシン水合物

を

3あり

アンブリゼンタシン水合物、ポセインタシン水合物

ポセインタシン水合物、アンブリゼンタシン水合物

に、同表の190から1912までの項中

5あり

ポセインタシン水合物、アンブリゼンタシン水合物

を

5あり

ポセインタシン水合物、アンブリゼンタシン水合物

に改める。